

大分県隣協

だより



第16号

発行元
大分県隣協だより編集委員会
事務局
大分県隣保館連絡協議会事務局
(九重町隣保館内)
TEL 0973-76-2468
発行責任者
大分県隣保館連絡協議会
会長 岡田 晋治
2025年10月発行

「いのち」と「人権」

第二次世界大戦の終結から、80年という節目の年を迎えます。

体験した方は少なくなり、その言葉を直接伺える機会は減ってきています。

節目だからこそ「平和とはなにか」「命の尊さ」を改めて考える機会になるので
はないでしょうか。

今現在でも世界のどこかで戦争が行われています。

戦争は最大の人権侵害です。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と世界人権宣言は言っています。そのすべてが奪われるのが戦争です。

あの戦争を二度と繰り返さないために、私たちは戦争の記憶を風化させないように
学んでいかなければなりません。

2025(令和7)年4月24日の第46回大分県隣保館連絡協議会通常総会において今年度の
新役員が決まりました。「地域共生社会」実現に向け、更なる「福祉と人権のまちづくり」に取り組んでま
いります。

会 長	岡田 晋治(別府市人権啓発センター所長)
副 会 長	木幡 佐智子(豊後高田市人権啓発・部落差別解消推進課課長補佐兼隣保館長)
副 会 長	園田 孝吉(豊後大野市隣保館館長)
事務局長	菅田 照久(九重町人権尊重・部落差別解消推進課兼九重町隣保館リーダー)

部落差別解消推進法を知っていますか？

部落差別の解消の推進に関する法律(2016(平成28)年法律第109号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

情報流通プラットフォーム対処法が施行されました。

【情プラ法って？】

情報流通プラットフォーム対処法※1（通称：「情プラ法」）は、インターネット上の誹謗中傷や権利侵害情報への対応を強化するための法律です。この法律は、2002年に施行されたプロバイダ責任制限法を改正し、2025年4月1日に施行されました。SNSや匿名掲示板の運営事業者に対して、「削除要請への迅速な対応」と「運用状況の透明化」を義務付けています。

目的：インターネット上の誹謗中傷や権利侵害情報の流通・拡散を抑制し、被害を防止すること。被害者の救済を迅速化すること。

対象：主にSNSや匿名掲示板などを運営する大規模プラットフォーム事業者※2

義務：「削除対応の迅速化」

- ・削除を受付ける窓口（ホームページのアドレスなど）を明確にすること
 - ・専門的な知識経験を有する侵害情報調査専門員を選任すること
 - ・削除を求める申し出を受けた場合、原則7日以内に対応を判断し、結果を通知すること
- 「運用の透明化」
- ・削除基準の策定・公表、削除件数や理由の年次報告など
 - ・削除した場合、削除した事実と理由を発信者へ通知すること

罰則：義務に違反した場合、国は是正勧告や命令を行うことができ、従わない事業者には最高で1億円の罰金が科される

近年、インターネット上での誹謗中傷や権利侵害が深刻化しており、トラブルの増加や誹謗中傷された人が自死するなど、大きな社会問題となっています。この法律により被害者の迅速な救済と誹謗中傷の拡大防止が期待されます。しかし、いくつかの問題点も指摘されています。削除の判断基準が事業者まかせであること、最終的な判断は事業者の自主性に委ねられていること、そして被害者以外の第三者による濫用リスクなどです。こうした問題点を解決し、発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、より効果的な運用を目指すことが望まれています。もちろん、私たち自身がSNSにおける誹謗中傷の加害者にならない、ということも大切です。他人を傷つけるような言葉を書き込んだり虚偽情報の拡散者にならないよう、相手を尊重すること、自分と異なる意見でも受け入れる柔軟性を持つこと、そして自分の言葉には責任を持つことが重要です。SNSの向こう側にいるのは自分と同じ生身の人間であることを忘れないでください。



※1 正式名称は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」

※2 平均月間発信者数が1000万以上、または平均月間延べ発信者数が200万以上などの基準を満たした特定電気通信役務提供者[Instagram、X(旧Twitter)、Facebook、LINE、YouTubeなど]

マイクロアグレッションとアンコンシャス・バイアス

マイクロアグレッションとは「日常生活の中で無意識に表れる軽い侮辱や偏見」と定義されています。そして、マイクロアグレッションを引き起こす原因の一つとしてアンコンシャス・バイアス「無意識の偏見や思い込み」が挙げられます。マイクロアグレッションは、本人に悪気はなく、褒め言葉や良かれと思ってなされる言動にも当てはまります。

例えば、「女性なのに運転がうまいね」と言われると、一見褒めているように聞こえますが、「女性は運転が苦手」というアンコンシャス・バイアスが隠れています。無意識の偏見や思い込みはだれでも持っている可能性があり、自分では気づきにくいことが特徴です。マイクロアグレッションは、発信者がマジョリティ（多数派）の立場であることが多く、マジョリティの知識・経験・文化的な背景など様々な要因によって形成される「あたりまえ」（社会の常識）に影響を受けています。そのため、マイノリティ（少数派）がその言動を「不快に感じた」ことを伝えても、「そんなつもりはなかった」と理解を得られないことも少なくありません。

マイクロアグレッションを減らすためには、まずアンコンシャス・バイアスに気づき、自分の言動がマイクロアグレッションにつながる可能性を意識することが重要です。どういう言い方が正しいという正解はありませんが、多様性を尊重し、固定観念にとらわれず、相手の個性や能力を評価することが大切です。



本人通知制度を知っていますか？

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを家族以外の代理人や第三者に交付した場合、通知を希望する本人(事前に市町村への登録が必要)に対して、交付した事実をお知らせする制度です。現在、県内すべての市町村で実施されています。

近年、不正な手段で本人が知らない間に戸籍や住民票をこっそり取得し、これを興信所などに横流しして「身元調査」に悪用する事件が発生しています。

こうした背景には、結婚相手や職場で新たに雇う人を、出身地・国籍・障がい・家族などで判断する、差別的意識が根強く残っているからです。より多くの方が登録することが、不正取得の早期発見や不正請求の抑止につながります。本人通知制度の申請は、お住まいの市町村で無料登録できます。





隣保館とは？

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や部落差別問題をはじめとする人権課題の解決のための活動を行っています。相談事業では、必要に応じて、関係機関につなぐ役割を担っています。

九重町隣保館

隣保館活動紹介

九重町隣保館は、1986（昭和61）年、地域住民の社会福祉の増進、住民の交流と教養文化の向上と差別のないだれもが明るく暮らせるまちづくりのために建てられた施設です。

現在は、相談事業、地域福祉事業、啓発・広報事業や、小学校6年生を対象とした「隣保館学習会」や各種団体の人権研修会の会場として利用されています。

ぜひ、お気軽にお立ちより下さい。



九重町隣保館外観



地域交流事業

つながる

中津市鶴居文化センター
中津市三保文化センター
日田市北友田3丁目地区集会所
日田市京町地区集会所
玖珠町隣保館
九重町隣保館

**大分県隣保館
連絡協議会**
since 1980

宇佐市隣保館
豊後高田市隣保館
国東市隣保館
杵築市隣保館
別府市人権啓発センター
大分市旭町文化センター
豊後大野市隣保館

ささえる

2025(令和7)年度人権啓発フェスティバル

ヒューマンフェスタ 2025 おおいた

○ そのままでステキだって、私は知っている！



大分県人権啓発イメージキャラクター
「こころちゃん」

2025(令和7)年

11月22日(土) 10:00~15:30

ガレリア竹町 ドーム広場
(大分市中央町)

参加無料!

イベントのご案内

隣保館活動紹介コーナー

隣保館ではさまざまな事業を行っています。その中の教養講座や文化教室などで、参加者が作った作品や人権に関する啓発パネルの展示を行います。



趣旨

人権が尊重される社会づくりのためには、県民一人ひとりが日頃から人権について考え、自ら行動に移すことが重要です。このため、多くの方に参加していただき、人権尊重意識の高揚を図ることを目的とし、人権啓発フェスティバルが開催されます。

大分県隣保館連絡協議会もこの趣旨に賛同し、共催しています。

12月4日から10日は人権週間です

1948(昭和23)年12月10日、国際連合の総会で、全ての人に基本的人権があるとし、あらゆる人と国が達成しなければならない人権基準として『世界人権宣言』が採択されました。これを記念して、この日を世界人権デーとしてから、今年で77周年を迎えます。

日本では、12月4日から10日までの一週間を「人権週間」と定め、人権についての意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、全国各地で様々な啓発活動を行っています。

誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、人権について考えてみませんか。